

令和6年度財務監査(工事監査)[後期]の監査結果
に係る措置通知事項の公表について

令和8年6月29日

監 査 事 務 局

長崎市監査公表第 8 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 29 日

長崎市監査委員 小 田 徹
同 三 谷 利 博
同 永 尾 春 文
同 山 崎 猛

1 監査の種類

財務監査(工事監査) (令和 7 年 2 月 17 日付 長崎市監査公表第 1 号)

2 監査の期間

令和 6 年 9 月 2 日から令和 7 年 1 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
	建築部	設備課
	中央総合事務所	地域整備1課
	東総合事務所	地域整備課
意見	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
	— 教育委員会	防災危機管理室 学校施設課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

指摘事項

所属名	指摘	措置
まちづくり部 長崎駅周辺整備室	<p>1 多目的広場((仮称)シンボルゾーン)設計等業務委託</p> <p>(1) 令和 2 年 2 月に都市経営会議を経て意思決定していた多目的広場の整備方針と異なる内容で検討する本業務の施行にあたり、整備方針の変更に関する庁議による意思決定を行っていなかった。適切な事務手続きを行われたい。</p>	<p>多目的広場の整備方針に沿った業務を施工するため、変更の意思決定を行った。</p> <p>今後の事務処理について、方針に沿った、適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p>
建築部 設備課	<p>1 西浦上小学校改築電気工事</p> <p>(1) バックホウによる作業を行う際に、作業員の立入禁止や誘導員の配置など接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。</p>	<p>受注者に事案が発生しないよう口頭及び文書で指導を行った。</p> <p>所属の職員に対し、勉強会を開催し、情報共有を行うとともに、適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>なお、他工事業者に対しては、同様の事案が発生しないよう打合せ簿にて注意喚起を行った。</p>
中央総合事務所 地域整備1課	<p>1 市道大橋町岩屋町線交差点改良工事(緊急通学路その1)</p> <p>(1) 建設廃棄物処理委託契約書と異なる事業者において、建設廃棄物の収集運搬を行っていた。法令遵守の指導を行われたい。</p>	<p>提出された建設廃棄物処理委託契約書と異なる事業者による収集運搬が行われており、市として確認不足及び適切な指導ができていなかった。</p> <p>今回の指摘事項を踏まえ、課内で勉強会を開催し、改めて法令遵守等の義務を再認識した。</p> <p>また、受注者には文書による指導を行った。</p> <p>なお、法令遵守等の手続きについて受注者・発注者ともに管理できるよう、共有のチェックシートを作成した。</p>
	<p>1 市道大橋町岩屋町線交差点改良工事(緊急通学路その1)</p> <p>(2) ブレーカー等を使用した構造物の解体を行う際に、騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導を行われたい。</p>	<p>特定の重機を用いた作業をする際には、法令等に基づいた特定建設業の届出を提出する必要があるもの、その処理がなされておらず、市として確認不足及び適切な指導ができていなかった。</p> <p>今回の指摘事項を踏まえ、課内の担当職員に対して、勉強会を開催し、改めて法令遵守等の義務を再認識した。</p> <p>また、受注者には文書による指導を行った。</p> <p>今後は法令遵守等の手続きについて受注者・発注者ともに管理できるよう、共有のチェックシートを作成した。</p>

指摘事項

所属名	指摘	措置
東総合事務所 地域整備課	<p>1 市道矢上町戸石町 1 号線ほか 1 線道路改良工事(緊急通学路その5)</p> <p>(1) 道路での区画線設置工の作業の際に、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導を行われない。</p>	<p>指摘を受けた際、稼働していた他工事でも道路使用許可が取得されているか確認を行った。</p> <p>その後、課内で勉強会を開催し、区画線設置工事においても、道路を使用する場合は道路交通法に基づく道路使用許可を受ける必要があることを再認識した。</p> <p>今後は、道路使用許可の写しを提出してもらうよう受注者へ依頼し、施工計画書提出時に監督職員が適切な手続きを行っているか確認することで再発防止を努める。</p>
	<p>1 市道矢上町戸石町 1 号線ほか 1 線道路改良工事(緊急通学路その5)</p> <p>(2) 河川敷地内を作業用道路及び資材置き場として使用する際に、法定外公共物使用許可申請を行っていなかった。法令遵守の指導を行われない。</p>	<p>指摘を受けた際、稼働していた他工事でも使用許可が取得されているか確認を行った。</p> <p>その後、課内で勉強会を開催し、工事を行う際、河川敷(法定外公共物敷)内を作業道及び資材置き場として使用する場合は法令及び条例に基づく使用許可を受ける必要があることを再認識した。</p> <p>今後は、使用許可の写しを提出してもらうよう受注者へ依頼し、施工計画書提出時に監督職員が適切な手続きを行っているか確認することで再発防止を努める。</p>

意見

所属名	意見	措置
<p>まちづくり部 長崎駅周辺整備室</p>	<p>1 区画整理事業に伴う仮換地されていない土地の管理について 多目的広場((仮称)シンボルゾーン)設計等業務委託において、社会実験として区画整理事業地内の土地使用について、長崎市行政財産使用料条例及び長崎市市有財産規則に準拠して貸付を行い、その使用料の一部については、所属長の決裁により減免していた。 土地区画整理法の規定では、仮換地指定から換地処分までの間における、使用収益することができる者のなくなった従前の宅地や施設を廃止した従前の公共施設用地等の土地については、施行者管理地として施行者が管理するものとなっている。 また、施行者管理地は、市有財産でないため、長崎市市有財産規則を適用するのはその趣旨に沿わないものと考えられる。 以上のことから、事業の施行者以外の者の一時的な使用の承認等に関し、その使用許可に係る規定を定めるなど、適切な管理に努められたい。</p>	<p>令和7年7月3日付で「長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業長崎駅周辺土地区画整理事業における施行者管理地の一時使用の許可等に関する取扱要領」を策定し、施行管理地の適切な管理体制を整備した。 今後は、本要領に基づき、施行者管理地の適切な管理を継続するとともに、職員への周知徹底を図り、同様の事例が発生しないよう再発防止に努める。</p>
<p>防災危機管理室 教育委員会 学校施設課</p>	<p>2 避難所に指定されている学校の整備について 避難所に指定されている学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ、避難所としての諸機能を備えておく必要がある。 そのためには、防災担当部局と教育委員会が連携した取り組みを行い、避難所となる学校施設の防災機能に関する整備方針等を定めて、地域の安全・安心を支える存在となるように努められたい。</p>	<p>学校施設が備えるべき防災機能について、学校施設課と防災危機管理室で協議を行った結果、当該機能については、学校施設の改築の際に用いる整備マニュアル中に網羅していることを確認した。</p>